
厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

『特殊疾患病棟入院料2』

当病棟では、1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日に7人以上の看護補助者(生活支援員及び保育士)が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

朝8時30分～夕方17時30分まで	看護職員1人当たりの受け持ち人数は15人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち人数は12人以内です。
夕方17時30分～朝8時30分まで	看護職員1人当たりの受け持ち人数は30人以内です。 看護補助者1人当たりの受け持ち人数は30人以内です。

関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- ・特殊疾患病棟入院料2
- ・クラウン・ブリッジの維持管理料
装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。
- ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを製作される冠(小白歯・下顎第一臼歯 ※金属アレルギーの患者様は除く)を用いて治療を行っております。
- ・う蝕歯無痛的窩洞形成加算
無痛のレーザー機器を用いて、充填の為の、う蝕の除去及び窩洞形成を行っております。
- ・歯周組織再生誘導手術
重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っております。
- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
歯科外来診療における院内感染防止に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフがおります。

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理人の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

保険外負担に関する事項

当院は、次の項目についてその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

普通診断書	1通	3,300円
証明書(診療・入院)	1通	3,300円
健康診断書および身体検査書	1通	3,300円
生命保険用診断書(外来)	1通	5,500円
生命保険用診断書(入院)	1通	7,700円
生命保険用診断書(死亡診断書)	1通	7,700円
身体障害者診断書	1通	7,700円
恩給診断書	1通	7,700円
厚生年金診断書	1通	7,700円
死亡診断書	1通	5,500円
死亡診断書	2通目より	2,200円
死体検案書	1通	5,500円
死体検案書	2通目より	2,200円
自動車賠償保険明細書	1通	2,200円
自動車賠償保険診断書	1通	7,700円
おむつ使用証明書	1通	3,300円
特定疾患治療研究事業診断書	1通	3,300円
第三者行為による事故および障害診断書	1通	7,700円
第三者行為による事故および後遺障害診断書	1通	16,500円
裁判用診断書	1通	16,500円
県交通災害診断書	1通	3,300円
福祉年金裁定用診断書	1通	7,700円
成年後見用診断書	1通	22,000円
入所希望者検査結果証明書	1通	3,300円
実務経験証明書	1通	3,300円
補装具装着証明書	1通	0円
茨城県公安委員会用診断書	1通	3,300円
茨城県公安委員会用診断書記載要領	1通	3,300円
臨床調査個人票	1通	3,300円

散髪代	1回	1,500円
衛生管理料(歯ブラシ2本含)	1月	500円
歯磨き粉	1本	660円
モアブラシ	1本	660円
口腔用ジェル	1本	1,100円
フッ素ジェル	1本	650円
オーラルピース歯磨き粉	1本	1,400円
入れ歯洗浄剤	1箱	950円
入れ歯ケース	1個	200円

他医療機関受診等に係るもの(送迎を行った場合)	ガソリン代	実費
他医療機関受診等に係るもの(送迎を行った場合)	高速代	実費
特別支援学校に係るもの		実費